

国 地 契 第 2 号
国 官 技 第 1 1 号
平成 2 0 年 5 月 1 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 あ て
企 画 部 長

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 地 方 課 長
技 術 調 査 課 長

平成20年度の道路関係工事等に係る入札・契約手続の早期かつ適正な
実施について

今般、道路特定財源の暫定税率の延長等を内容とする関係法律が平成20年5月1日に施行され、これに伴い、平成20年度予算を財源とする道路関係工事等の本格的な発注が可能となった。

この間、道路関係工事等の発注が例年に比べ、少なくとも1月以上遅れているところである。

については、入札・契約手続を早期かつ適正に行うため、平成20年度の道路関係工事等について、一般競争入札等の手続に要する期間の短縮に努められたい。